

官民ファンド総括アドバイザー委員会の設置について（一部改正）

1. 設置の趣旨

既存の官民ファンドに加え、新規に複数の官民ファンドの設立が準備されている中、これらの官民ファンドが民間資金の呼び水として効果的に活用されるために、政府が一体となって、既存の官民ファンドの運営状況についていわゆる横串チェックを行うとともに、現在設立準備中の官民ファンドの制度設計についても意見交換を行うべく「官民ファンド総括アドバイザー委員会」を設置する。

2. メンバー

座長	内閣官房副長官
副座長	内閣総理大臣補佐官
事務局長	内閣官房副長官補
事務局次長	内閣官房内閣審議官、金融庁総括審議官
構成員	内閣官房 P F I 法改正法案等準備室長兼内閣府 P F I 推進室長 内閣府地域経済活性化支援機構担当室長（金融庁監督局参事官） 公正取引委員会経済取引局長 総務省官房地域力創造審議官 財務省大臣官房総括審議官 財務省理財局長 文部科学省高等教育局長 農林水産省食料産業局長 経済産業省経済産業政策局長 経済産業省商務情報政策局長 経済産業省中小企業庁長官 国土交通省土地・建設産業局長 環境省総合環境政策局長
有識者	池田 弘 公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会会長 翁 百合 日本総合研究所調査部理事 川村 雄介 大和総研副理事長 水野 弘道 京都大学 iPS 細胞研究所アドバイザー

3. 庶務

委員会の庶務は、金融庁の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. その他

委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。